



氏名 有馬 三恵

(昭和52年11月26日生)

住所 東京都大田区西糀谷3-37-1

登録番号 (東京) 第244593号

登録年月日 平成29年1月13日

平成34年1月23日まで有効

東京都知事 小池 百合子

交付年月日 平成29年1月24日

発行番号 第161312368号



従業者証明書

従業者証明番号 20070103

従業者氏名 有馬 三恵

(S52年11月26日生)

業務に従事する 株式会社 興有

事業所の名称 大田区西糀谷3-36-1

及び所在地

この者は、宅地建物取引業者の従業者で

あることを証明します。

2021年4月7日から2026年4月6日まで

東京都知事(10)第44067号

株式会社 興有

主たる事務所の所在地 東京都大田区西糀谷3丁目36番1号

有馬 三恵



(R3年4月撮影)

証明書有効期限

免許番号

商号又は名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

備考 東京都 八田区 住所等 平成30年 6月13日
西札 谷 2-18-17 東京都都市整備局住宅政策推進課

.....
.....
.....

注意事項

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。

〈備考〉

宅地建物取引業法抜すい

第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者にその従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。
2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を掲示しなければならない。